

加盟店情報の取扱いに関する同意条項

この加盟店情報の取扱いに関する同意条項(以下「本同意条項」といいます。)は、VP加盟店規約(以下「本規約」といいます。)に係る加盟店情報の取扱いに関して定める本規約の付随規約です。本同意条項に定めのない用語の定義は、本規約に定めるとおりとします。

第1条(加盟店情報の取得・保有・利用の同意)

- 加盟店及びその代表者並びに加盟申込みをした個人・法人・団体及びその代表者(以下、これらを総称して「加盟店等」といいます。)は、株式会社VIRTUS PAYMENT(以下「当社」といいます。)が、加盟店等に係る次に掲げる情報(以下「加盟店情報」といいます。)を当社が適当と認める保護措置を講じたうえで取得・保有し、次に掲げる利用目的のために利用することに同意します。

【取得する加盟店情報】

- (1) 加盟店の商号(名称)、所在地、郵便番号、電話(FAX)番号、代表者の氏名、性別、住所、生年月日、自宅電話番号、その他の加盟店が加盟申込時及び変更届出時に届け出た情報
- (2) 加盟申込日、加盟店契約日、加盟店契約終了日、その他の加盟店と当社の取引に関する情報
- (3) 加盟店のカードの取扱状況(他社カードを含みます。)に関する情報
- (4) 当社が取得した加盟店による決済の利用状況(漏洩・不正利用に係る状況を含みます。)、支払状況、支払履歴等に関する情報
- (5) 信用情報機関、金融機関、提携会社等から提供される加盟店の信用情報
- (6) 加盟店の営業許可証、代表者の身分証等の確認書類の記載事項に関する情報
- (7) 当社が加盟店又は公的機関から適法かつ適正な方法により取得した登記簿謄本、住民票、納税証明書等の記載事項に関する情報
- (8) 官報、電話帳、住宅地図等において公開されている加盟店に関する情報
- (9) 公的機関、消費者団体、報道機関等が公表した加盟店に関する情報及び当該内容について当社が調査して得た情報
- (10) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始その他の倒産手続開始の申立てその他の加盟店に関する信用情報

【利用目的】

加盟店との取引に関する審査(以下「加盟審査」といいます。)、加盟後の加盟店管理及び取引係属に係る審査、当社商材の開発・勧誘、市場調査、法令等遵守の確保等の当社の業務のため

2. 本条の規定は、本契約終了後も効力を有するものとします。

第2条(加盟店情報交換センターへの登録・共同利用の同意)

1. 加盟店は、本契約(申込みを含みます。)に基づき生じた加盟店に関する客観的事実に関する情報を、当社又は提携会社が、その加盟する加盟店情報交換センター(以下「JDMセンター」といいます。)にJDMセンター所定の基準に従って登録すること、並びにJDMセンターに登録された情報(既に登録されている情報を含みます。)が、加盟店に関する加盟審査、加盟後の加盟店管理及び取引継続に係る審査のため、JDMセンターの加盟会員会社によって利用されることに同意するものとします。

2. 加盟店は、当社又は提携会社の加盟するJDMセンターに登録されている加盟店に関する情報を、当社が、加盟審査、加盟後の加盟店管理及び取引継続に係る審査のために利用することについて同意するものとします。
3. 加盟店は、JDMセンターに登録された情報が、当社の加盟するJDMセンターを通じて、JDMセンターの加盟会員会社に提供され、第1項記載の目的で利用されることに同意するものとします。
4. 加盟店は、客観的事実に関する情報が、第3条で定める共同利用の目的、登録される情報、共同利用の範囲内で当社の加盟するJDMセンターの加盟会員会社相互によって共同利用されることに同意するものとします。

第3条(加盟店情報交換制度に係る共同利用の範囲及び目的等について)

1. 加盟店情報交換制度について
一般社団法人日本クレジット協会(以下「協会」といいます。)は、割賦販売法第35条の18の規定に基づき、経済産業大臣から認定を受けております。協会では、認定業務のひとつである利用者(クレジットの利用者)等の利益を保護するために必要な情報の収集、整理及び提供をJDMセンターにおいて行っております。
2. 加盟店等から収集した情報の登録及び利用について
加盟店情報交換制度加盟会員会社(以下「JDM会員」といいます。)は、加盟店契約の申し込みを受けた際の加盟店審査並びに加盟店契約締結後の加盟店調査及び取引継続に係る審査等の目的のため、次項(2)に掲げる各号の情報を収集・利用し、JDMセンターへ登録し、JDM会員によって共同利用します。
3. 加盟店情報の共同利用
 - (1) 共同利用の目的
割賦販売法に規定される認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、JDM会員における利用者等の保護に欠ける行為又はその疑いがある行為に関する情報及び当該情報に該当するか否か判断が困難な情報を、当社がJDMセンターに登録すること及びJDM会員に提供され共同利用することにより、JDM会員の加盟店契約時又は途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店を排除し、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資することを目的としています。
 - (2) 共同利用する情報の内容
 - 1 包括信用購入あっせん取引又は個別信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る苦情処理のために必要な調査の事実及び事由
 - 2 包括信用購入あっせん又は個別信用購入あっせんに係る業務に関し利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由として包括信用購入あっせん又は個別信用購入あっせんに係る契約を解除した事実及び事由
 - 3 利用者等の保護に欠ける行為に該当した又は該当すると疑われる若しくは該当するかどうか判断できないものに係る、当社・利用者等に不当な損害を与える行為に関する客観的事実である情報
 - 4 利用者等(契約済みのものに限りません。)から当社及びJDM会員に申出のあつた内容及び当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為であると判断した情報

- 及び当該行為と疑われる情報並びに当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報
- 5 行政機関が公表した事実とその内容(特定商取引に関する法律等について違反し、公表された情報等)について、JDMセンターが収集した情報
 - 6 JDMセンターが興信所から提供を受けた倒産情報その他公開された事実の内容
 - 7 上記の他利用者等の保護に欠ける行為に関する情報
 - 8 前記各号に係る当該加盟店の氏名、住所、電話番号及び生年月日(法人の場合は、名称、住所、電話番号並びに代表者の氏名及び生年月日)

(3) 登録される期間

上記(2)の情報は、登録日から5年を超えない期間登録されます。

4. 加盟店情報を共同利用するものの範囲

協会会員であり、かつ、JDM会員である、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、立替払取次業者及びJDMセンター

* JDM会員は、下記URLの協会ウェブサイトに掲載されています。

<http://www.j-credit.or.jp/>

5. 制度に関するお問い合わせ先及び開示の手続

加盟店情報交換制度に関するお問い合わせ及び開示の手続については、次項に記載の運用責任者にお申し出ください。

6. 運用責任者

一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター

住 所:〒103-0016

東京都中央区日本橋小網町14-1住生日本橋小網町ビル 6階

電話番号:03-5643-0011(代表)

第4条(当社グループ会社との共同利用)

加盟店は、当社が、下記の条件に従って、当社の関係会社と加盟店情報を共同利用することに同意します。

(1) 共同利用の範囲

当社の関連会社(下記URLの当社ウェブサイトに掲載したもの)

<https://virtuspayment.com/company/>

(2) 共同利用の目的

加盟店審査、加盟後の加盟店管理及び取引継続に係る審査、当社又は当社の関係会社の商材の開発、勧誘、市場調査、法令等遵守の確保等の当社又は当社関係会社の業務のため

(3) 共同利用する情報の内容

加盟店情報のうち、加盟店の属性情報及び連絡先(氏名若しくは名称、住所若しくは所在地、電話番号、電子メールアドレス)並びに対象取引の内容及び状況等

(4) 運用責任者

株式会社VIRTUS PAYMENT

住 所:〒150-0043

東京都渋谷区道玄坂 1-21-1 SIBUYA SOLASTA 3F

電話番号:03-6910-4881

第5条(第三者提供)

- 加盟店は、当社が、提携会社に加盟店情報を提供し、提携会社が第1条第1項に定める利用目的のために利用することに同意するものとします。
- 加盟店は、当社が公的機関又は当社が加盟する自主規制機関より要請を受けた場合、加盟店に関連する客観的事実に基づく情報を、当該公的機関に開示することにあらかじめ同意するものとします。

第6条(個人情報の開示・訂正・削除)

- 加盟店及び加盟店の代表者は、当社、提携会社及びJDMセンターに対して、個人情報保護法に定めるところにより、自己に関する個人情報を開示するよう請求できるものとします。当社開示請求の窓口は次のとおりとします。

【窓口】

〒150-0043
東京都渋谷区道玄坂 1-21-1 SIBUYA SOLASTA 3F
株式会社VIRTUS PAYMENT
コンプライアンス部
電話番号:03-6910-4881

- 万一、当社が保有する加盟店情報、当社が提携会社に対して提供した加盟店情報、又は当社がJDMセンターに登録した登録内容が不正確又は誤りであることが判明した場合には当社は速やかに訂正又は削除の措置をとるものとします。

第7条(本同意条項に不同意等の場合)

加盟店は、加盟店が本契約に必要な書類の記載事項(契約書面に契約者が記載すべき事項)の記載を希望しない場合、必要な届出をしない場合及び本同意条項の内容の全部又は一部を承認できない場合、当社が本契約の締結を拒否又は本契約を解除できることに同意するものとします。但し、本条は、当社の本契約の締結に関する意思決定の自由を制限するものではありません。

第8条(契約不成立時及び契約終了後の加盟店情報の利用)

- 加盟店は、本契約が不成立となった場合であっても、その不成立の理由の如何を問わず加盟店申込みをした事実、内容について当社が利用すること、及びJDMセンターに一定期間登録され、加盟店会員会社が利用する場合があることに同意するものとします。
- 加盟店は、当社並びにJDMセンター及びその加盟店会社が、本契約終了後においても、業務上必要な範囲で法令等に基づき、又は当社が定める所定の期間、加盟店情報を保有し、利用する場合があることに同意するものとします。

第9条(同意条項の位置付け及び条項の変更)

1. 本同意条項は当社の本規約の一部を構成します。
2. 当社は、本同意条項を変更しようとする場合、加盟店に対する通知又は当社が適當と認める方法で変更後の内容及びその効力発生時期を公表するものとし、変更内容が、本同意条項の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである限りにおいて、本同意条項を変更できるものとします。